

企業年金税制に関する理論的考察

—公平性・中立性の観点から—

谷内 陽一

目 次

1. 問題提起
2. 租税体系からみた企業年金税制
3. わが国の企業年金税制の概要
4. 企業年金税制の課題と今後の方向性
5. 結 論

1. 問題提起

少子・高齢化の進展に伴い公的年金がスリム化を余儀なくされる中、企業年金への期待が高まっている。わが国の公的年金は、賦課方式による世代間扶養を旨としており、少子・高齢化の進展は、長寿化により年金支給額が増大する一方、少子化により制度の支え手である現役労働者が減少することを意味する。こうした深刻な状況に対応するため、制度の持続可能性を高めるという観点から、支給開始年齢の引上げや給付額の抑制といった調整を余儀なくされている。公的年金のスリム化は今や世界的潮流である。

こうした中、少子・高齢化の更なる進展に備えるという観点から、公的年金を補完または代替しトータルでの老後所得保障機能を維持・補強する役割を担う企業年金について、更に税制優遇を図るべきとの意見が昨今喧伝されている。しかし、確定拠出年金の拠出限度額引上げに代表されるような単なる税制優遇拡大は、多額の掛金拠出が可能な高額所得者にしか結果的にその恩恵をもたらさない。わが国の年金税制は、公的年金、企業年金、個人年金など各種制度ごとに税制措置が複雑かつ多様に入り組んでおり、体系的に構築されたものとは言い難い。そのため、制度に加入できる者とそうでない者、勤労世代と高齢退職世代、高所得高齢者と低所得高齢者、年金受取と一時金受取など、様々な面で公平性・中立性が損なわれており、まずはこれらの再整備が先決である。本稿では、租税体系における企業年金課税の位置付けおよび特性を概観・整理するとともに、わが国企業年金税制の課題と今後の方向性について、「公平」「中立」「簡素」という租税の基本原則を踏まえつつ論じる。

2. 租税体系からみた企業年金税制

2.1 企業年金課税の特性（給与所得課税との比較から）

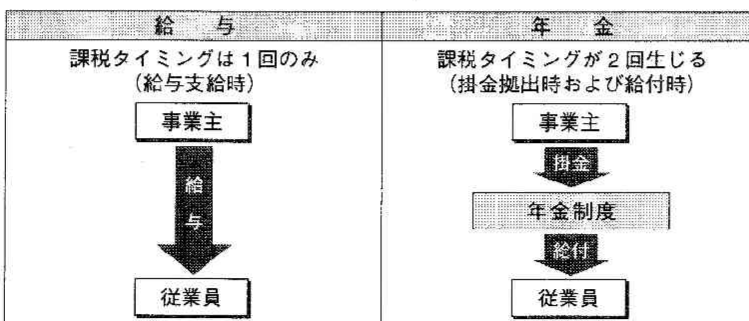
年金税制における議論では、公的年金、企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金など）および個人年金など、制度間で課税の取り扱いを比較検証する手法が一般的である。わが国の年金税制は制度ごとに税制措置が異なっており、制度間の不均衡が度々指摘されている⁽¹⁾。しかし、一口に年金と言っても、制度によってその法的性格はそれぞれ異なる⁽²⁾。公的年金は、賦課方式による世代間扶養を旨としており「課税とその再配分」と考えられる。また、企業年金は給与所得が形を変えた「賃金の後払い」として⁽³⁾、個人年金は「貯蓄」の一種として位置付けられる。企業年金の加入者拠出も、賃金の後払いというよりむしろ貯蓄の一形態と捉える方が妥当であろう。このように、法的性格や制度設計が異なる制度の間では、税制優遇の度合いも自ずと異なってきてもやむを得ない⁽⁴⁾。

この観点に立てば、企業年金は、給与所得との間で課税の取り扱いを論じることとなる。給与所得と比較した企業年金課税の特徴は、「年金制度の介在」と「掛金拠出から年金受給までのタイムラグ」の二点に大きく分けることができる。

2.1.1 年金制度の介在

給与所得の場合、事業主から従業員へ支払が行われる際に課税を行えば事足りる。しかし企業年金では、事業主と従業員との間に年金制度あるいは年金基金⁽⁵⁾が介在する形となるため、資金の流れが「事業主から年金制度への掛金拠出」と「年金制度から従業員への年金給付」に二分される（図表1）。このため、課税タイミングについては掛金拠出時か年金給付時かの選択を迫られることとなる。

図表1 年金制度の介在

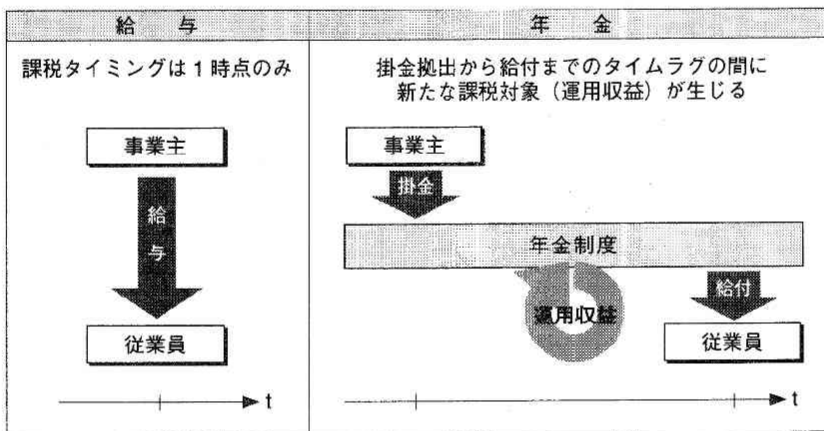


資料) 筆者作成。

2.1.2 掛金拠出から年金受給までのタイムラグ

給与所得への課税は、事業主から従業員へ給与が支払われる時点で課税が完了する。しかし企業年金の場合、掛金を拠出してから年金給付が行われるまでのタイムスパンが長期にわたるため、前述の「事業主から年金制度への掛金拠出」と「年金制度から従業員への年金給付」に加えて、「掛金拠出から年金給付までの期間内に生み出される運用収益」という新たな課税対象が発生する（図表2）。このため、年金税制において課税ベースおよび課税タイミングを検証する際は、「拠出段階」「運用段階」「給付段階」という三つの課税局面から考えることが一般的である。

図表2 掛金拠出から年金受給までのタイムラグ



資料) 筆者作成。

2.2 租税体系からみた年金課税の論点

2.2.1 課税原則

「どのような税をどのような理念に基づき課すべきか」という租税の基本原則については、古来より様々な原則が提唱されてきたが⁽⁶⁾、これらを集約すると「公平」「中立」「簡素」の三点にまとめることができる。

公平の原則とは、様々な状況下にある者が各々の租税負担能力（担税力）に応じて分かち合うというものであり、所得が同等の者は等しく負担すべきという「水平的公平」と、所得の多い者はより多く負担すべきという「垂直的公平」に大きく分かれる⁽⁷⁾。中立の原則とは、経済社会の活力を促進する観点から、経済活動や資産選択になるべく歪みを与えない税制を構築すべきとするものである。簡素の原則とは、納税者たる国民にとって分かり易い税制を構築し、もって徴税コストの軽減に資するものである。これら三つの租税原則は、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうというトレード・オフの関係に立つ場合がある。

2.2.2 課税ベースおよび課税タイミング

租税体系を考えるに当たっては、課税ベース（課税対象）に「所得」をとるか「消費」をとるかという論点がある。前者はヘイグおよびサイモンズが提唱した「包括的所得税主義」であり、後者はカルドアによる「支出税主義」である。また年金税制においては、掛金に課税するか給付に課税するかも論点となり、それぞれ「入口課税」「出口課税」と称される。

図表3は、利回り i 、税率 t の環境下で掛金 C を拠出した際の税引後給付額を、課税ベースおよび入口・出口課税の別に示したものである。包括的所得税主義と支出税主義とを比較すると、運用収益に課税が行われないぶん、支出税主義が有利となる。また、同一課税ベースにおいて同一回数分だけ課税が行われるのであれば、入口課税であろうと出口課税であろうと税制上の効果は全く同じであることが分かる。ただし図表3の議論は、掛金拠出時と給付時の税率が同一、すなわち単一税率であることを前提としている。超過累進税率の下では勤労期（掛金拠出時）よりも引退期（給付時）の方が一般的に税率が低くなるため、入口課税よりも出口課税の方が有利となる。

図表3 課税ベースおよび課税タイミングとその効果

課税ベース		①税引後 掛金額	②税引後 利回り	③給付時 税率	税引後給付額 = ① × (1+②) × (1-③)
包括的所得税	入口課税 【TTE】	$C(1-t)$	$i(1-t)$	0	$C(1-t) \{1+i(1-t)\}$
	出口課税 【ETT】	C	$i(1-t)$	t	$C(1-t) \{1+i(1-t)\}$
支出税	入口課税 【TEE】	$C(1-t)$	i	0	$C(1-t) (1+i)$
	出口課税 【EET】	C	i	t	$C(1-t) (1+i)$

注1) 課税ベースのTは課税 (Taxed)、Eは非課税 (tax-Exempt) を表しており、例えばTTEは「拠出時課税・運用時課税・給付時非課税」を意味する。

注2) C は税引前掛金額、 t は税率、 i は運用利回り。

資料) 野口 (1989) pp.129-131、Dilnot and Johnson (1993) p. 2 を基に筆者作成。

わが国をはじめ主要先進国は、所得税制自体は包括的所得税主義を基本としているが、年金税制については、いくつかの例外はあるものの、公的・私的年金とも支出税主義に基づいた出口課税方式⁽⁸⁾が広く採用されている⁽⁹⁾。ただし、課税ベースおよび課税タイミングのあり方は、その国の税制全体との調和が求められる。そのため、「理論上有利だから」「世界的な潮流だから」といった理由だけで、支出税主義および出口課税に短絡的に帰結することは適切ではない。

3. わが国の企業年金税制の概要

わが国の年金税制の取り扱いを、前述の拠出段階・運用段階・給付段階という3つの課税局面で整理・分類すると、図表4のとおりとなる。

図表4 わが国の年金税制の体系

		拠出時	運用時	給付時 (退職・老齢給付の場合)	
				年金 (分割払い)	一時金 (一時払い)
公的年金	国民年金 厚生年金保険 共済年金	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入	非課税	雑所得として課税(公的年金等控除あり)	—
		<加入者拠出> 全額社会保険料控除			
企業年金	厚生年金基金	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入	積立金のうち代行部分の3.23倍を超える部分に対して1.173%の特別法人税課税(超えない場合は非課税)	雑所得として課税(公的年金等控除あり)	退職所得として課税
		<加入者拠出> 全額社会保険料控除			
	確定給付企業年金	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入	積立金のうち加入者拠出分を除いた部分に対して1.173%の特別法人税課税	加入者拠出相当分を除き雑所得として課税(公的年金等控除あり)	加入者拠出相当分を除き退職所得として課税
		<加入者拠出> 生命保険料控除(年5万円限度)			
適格退職年金	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入	積立金のうち加入者拠出分を除いた部分に対して1.173%の特別法人税課税(注4)	加入者拠出相当分を除き雑所得として課税(公的年金等控除あり)	加入者拠出相当分を除き退職所得として課税	
	<加入者拠出> 生命保険料控除(年5万円限度)				
確定拠出年金	企業型	<事業主拠出のみ> 全額損金(必要経費)算入(拠出限度あり)	積立金に対して1.173%の特別法人税課税	雑所得として課税(公的年金等控除あり)	退職所得として課税
確定拠出年金	個人型	<加入者拠出のみ> 全額小規模企業共済等掛金控除(拠出限度あり)			
国民年金基金		<加入者拠出のみ> 全額社会保険料控除(拠出限度あり)	非課税	雑所得として課税(公的年金等控除あり)	遺族一時金は非課税
個人年金保険		<加入者拠出のみ> 生命保険料控除(年5万円限度) 個人年金保険料控除(年5万円限度)	非課税	必要経費見合い分を除き雑所得として課税	必要経費見合い分を除き雑所得または一時所得として課税(注5)

注1) 特別法人税は、2011年3月末まで課税が凍結されている。
 注2) 遺族給付は公的年金、厚生年金基金および国民年金基金で非課税扱い。他の制度は相続税課税。
 注3) 障害給付は全ての制度において非課税扱い。
 注4) 特例適格退職年金になると、代行相当部分の2.23倍を超える部分についてのみ課税対象となる。
 注5) 保証期間付き終身年金の保証部分の一括受取は雑所得課税、確定年金および有期年金の一括受取は一時所得課税。
 資料) 企業年金連合会(2007) pp.254-255を加筆修正。

公的年金は、拠出時・運用時非課税、給付時課税となっており、建前上は支出税主義に基づく出口課税方式である。しかし実際には、給付面でも公的年金等控除などの優遇措置が存在するため、結果的に拠出・運用・給付の全段階にわたって非課税となるケースが多い。また、私的年金のうち厚生年金基金および国民年金基金についても、運用段階では非課税あるいは実質非課税であることから、支出税主義に基づく出口課税方式であると言える⁽¹⁰⁾。

確定給付企業年金および適格退職年金は、事業主拠出と加入者拠出とで取り扱いが大きく異なる。事業主拠出は、運用段階で特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）が課されることから、拠出時非課税、運用時・給付時課税という包括的所得税主義に基づく出口課税方式である。加入者拠出は、拠出時の非課税枠（生命保険料控除）が非常に小さいため実質的に拠出時課税であり、運用段階および給付段階では元本相当部分は非課税とされることから、支出税主義に基づく入口課税方式であると言える。個人年金保険も、加入者拠出と同様の形態であり、支出税主義に基づく入口課税方式となっている。

4. 企業年金税制の課題と今後の方向性

4.1 拠出段階における税制措置

掛金拠出のうち事業主拠出については、全額損金または必要経費に算入する取り扱いがあらゆる制度で共通している。一方、加入者拠出については、制度によって社会保険料控除、生命保険料控除、小規模企業共済等掛金控除など様々な控除が乱立している⁽¹¹⁾。とりわけ小規模企業共済等掛金控除は、加入および脱退が任意である小規模企業共済制度への税制優遇としては破格であり、制度を利用できる個人事業主とその他の者との公平性を著しく損ねている。また、企業年金の加入者拠出は、原資の性質に照らせば、賃金の後払いではなく貯蓄の一種であり、むしろ個人年金との整合性を考慮する必要がある。

そこで、私的年金における加入者拠出掛金については、現行の各種控除（生命保険料控除、個人年金保険料控除、小規模企業共済等掛金控除）を整理・再編した統一的な控除枠を設置することが望ましい⁽¹²⁾。この控除枠では、従来の個人年金保険、国民年金基金、個人型確定拠出年金だけでなく、これまで税制優遇の対象外だった信託・損保の個人年金商品⁽¹³⁾などを同一の限度枠で包括することにより、年金型金融商品間の公平性・中立性を保つことができる。また企業年金の加入者拠出も包括することで⁽¹⁴⁾、企業年金を有する企業のサラリーマンと企業年金を有しない企業のサラリーマンとの公平性にも配慮することができる。限度額については、厚生年金基金における社会保険料控除の控除限度（代行部分の3.23倍）や、国民年金基金における拠出限度額（月額6万8千円）などを基準とすることが考えられる。

また、掛金拠出への税制優遇については、税率適用前の課税対象所得から控除する「所得

控除」で対応するか、税率適用後の算出所得税額から控除する「税額控除」で対応するかという論点がある。所得控除は、限界税率の高い高額所得者ほど税負担軽減効果が大きくなる。そのため、私的年金優遇の観点から所得控除を単純に拡大しても、高収益企業および高額所得者を利するだけとなる⁽¹⁵⁾。年金制度に多額の拠出ができる者とそうでない者との公平性を確保する観点からは、所得控除より税額控除で対応する方が望ましい。

4.2 運用段階における税制措置

年金制度における運用収益への課税は、支出税主義の立場からは、言うまでもなく不要となる。一方、包括的所得税主義の立場では運用収益に対しても課税を行うことが原則だが、①積立段階では受給権が未確定なため各人の帰属持分の判断が困難⁽¹⁶⁾、②年金への参加は強制貯蓄的で本人の自由な処分が不可能、③運用益への発生時課税は技術的に困難である、などの理由から、運用時課税に消極的な見解を述べる者も少なくない⁽¹⁷⁾。

わが国の特別法人税は、その税率計算根拠（図表5）からも分かるとおり、年金掛金100円に対して17円（国税12円＋住民税5円）の所得税を徴収すべきところを、年金給付時まで課税を繰り延べるため、その遅延利息に相当するものとして年金資産に1%（地方税と合わせて1.173%）の税率を課するものである。本来は拠出時課税に起因する税だが、その課税標準となる退職年金等積立金には、事業主拠出の元本部分のみならず、事業主拠出および加入者拠出に係る運用益部分も含まれていることから、実質的には運用益に対する課税であるとみて差し支えない。

図表5 特別法人税の税率計算根拠の推移

歴年	税率計算根拠				実際の適用税率	
	給与所得者の 所得税の 平均上積税率	個人住 民税率	日歩2銭 の延滞 利子税率	法人住民税と 法人税との配分	法人住民税率と 法人税率の合計	
1962年（創設時）	15.4%	× 1.28	× 7%	× 1 / 1.135	≒ 1.2%	1.362%
1968年	(12% + 5%)	× 7%	× 1	/ 1.147	≒ 1.0%	1.147%
1974年	(12% + 5%)	× 7%	× 1	/ 1.173	≒ 1.0%	1.173%
2008年（仮定）	(12% + 5%)	× 4.7%	× 1	/ 1.173	≒ 0.6%	0.704%

注) 利子税率については年7.3%（端数切捨て）が原則であるが、2000年1月1日以後の期間については、上記の年7.3%と「前年11月末日の公定歩合+4.0%」のいずれか低い方を用いる特例が認められている（租税特別措置法第94条）。なお、2008年の特例基準割合は4.7%である。

資料) 第一生命保険相互会社（1981）pp. 52-54、厚生労働省企業年金研究会『第10回参考資料』p. 32を基に筆者作成。

運用益課税としての特別法人税については、前述の運用収益課税に係る種々の技術的困難さに加え、年金積立金に対する集団ベースでの概算課税は個人所得税制の本来のあり方に反するなどの理由から否定的な見解が多いが⁽¹⁸⁾、一部には、繰り延べ利益への課税手段として高く評価し、他の年金制度および金融商品への適用拡大を提唱する向きもある⁽¹⁹⁾。

特別法人税の適用に当たっては、遅延利息の徴収という趣旨に照らせば、本来は税率の機動的な見直しが必須である。しかし、税率は1974年を最後に見直しが一切行われておらず、これは立法上の不作為と言わざるを得ない。なお、税率の算定根拠となる延滞利子税率は2000年以降「公定歩合+4.0%」の特例が認められており、直近の水準（2007年11月末時点で0.75%）で再計算すると税率は約0.7%となる。特別法人税は、企業年金の育成の観点から全廃すべきという声もあるが、仮に引き続き維持するのであれば、直近の金利情勢を反映した税率に適宜洗い替えるべきである。

また、税制優遇により終身給付を普及させるという観点からは、かつての特例適格退職年金と同様のスキームを確定給付企業年金や確定拠出年金にも適用し、終身給付など一定の要件を満たす制度を「特例DB」「特例DC」として認定し、厚生年金基金に準じた特別法人税の非課税措置を講ずることも検討に値する。

4.3 給付段階における税制措置

年金税制では、包括的所得税主義であろうと支出税主義であろうと、入口の掛金拠出が非課税であれば、出口である給付への課税には強い必然性が生じる。また、わが国では少子高齢化の進展および景気の低迷等により、給与総額が伸び悩む一方、年金給付費は右肩上がりで増加している。これは、個人所得課税における課税ベースの縮小・侵食が進行していることを意味し、税負担の歪みを生じさせる大きな要因となっている。

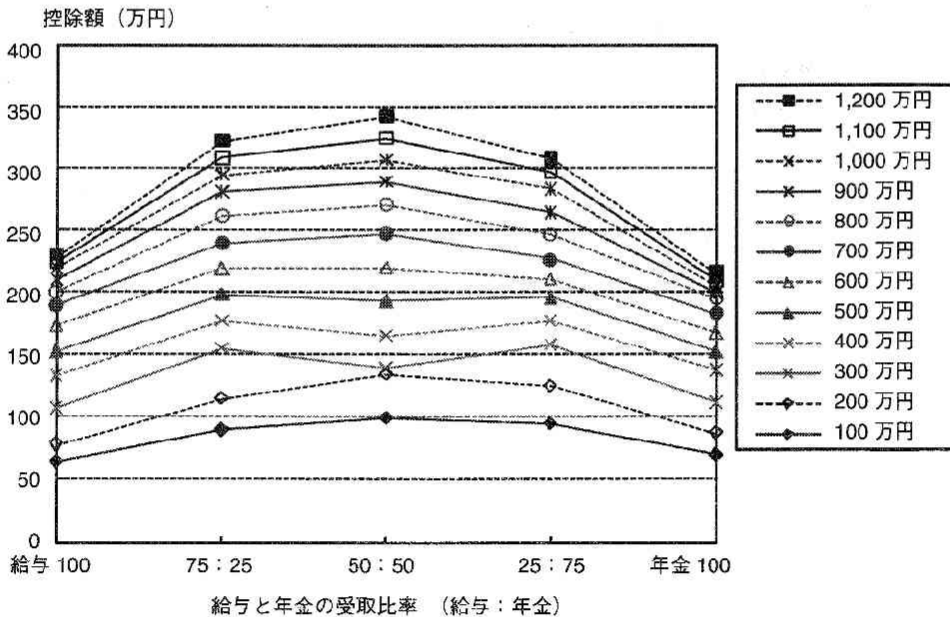
ところがわが国では、公的年金等控除や退職所得控除などの種々の優遇措置により、給付時も実質的に非課税扱いとしている。これは、高齢者を経済力の多寡に関わらず一律に優遇していることを意味するが、この措置の恩恵を最も享受するのは、高額所得者層に該当する高齢者である。現行の所得税制は、経済的に恵まれた高齢者にまで所得再配分を行うことにより、現役世代に重い負担を強いているのみならず、高齢者間の垂直的公平性を損ねている。世代間の公平性はもとより、世代内の公平性も改善が求められる。

4.3.1 年金所得と給与所得

老齢および退職を理由に支給される年金収入は、雑所得として所得税および住民税の課税対象となる。雑所得は、収入金額から必要経費を控除して算出されるが、公的年金等⁽²⁰⁾による年金収入については、経済的稼働能力が減退する局面にある者の生計手段として給付されることなどを考慮して、必要経費に代わり公的年金等控除が適用される。

公的年金等控除については、かつては給与所得控除に比べて高い水準であったことが指摘されてきたが、2005年の税制改正により公的年金等控除の引下げが実施され、現在では、年収300万円以上の者については、公的年金等控除と給与所得控除の格差はほぼ解消されている。しかし、「年金所得のみの者」と「給与所得のみの者」との公平性は改善されたものの、「働きながら年金を受給する者」については、給与所得控除と公的年金等控除の両方を享受できるという不合理が未だ残っている。合計収入を変えずに給与と年金を併給したときの影響を試算すると、殆どの所得階層において控除額が山なりの形状となっており、給与と年金を併給することにより控除額の総計が大きくなることを示している(図表6)。1987年以前のように年金収入も給与所得と同一区分とし⁽²¹⁾、総合所得の多寡で判断する仕組みにするべきである。公的年金等控除を給与所得控除と一体化すれば、簡素かつ高齢者の就労に中立的な税制が実現する⁽²²⁾。

図表6 給与収入と年金収入(60歳代前半)の受取比率別合計控除額



出典) 所得税法および財務省主税局資料を基に筆者推計。

4.3.2 年金受給と一時金受給

わが国の企業年金は、その大半が退職一時金制度からの移行により設立されたことから、年金受給に代えて一時金での受給が認められているのが一般的である⁽²³⁾。適格退職年金では、給付総額の約80%が一時金での給付である。厚生年金基金も、加算部分の2分の1以上は終身給付とすることが義務付けられているものの、それでも新規裁定者の40~50%が加算部分を一時金で受給している。こうした実態から、企業年金制度は、実質的に退職一時金原資

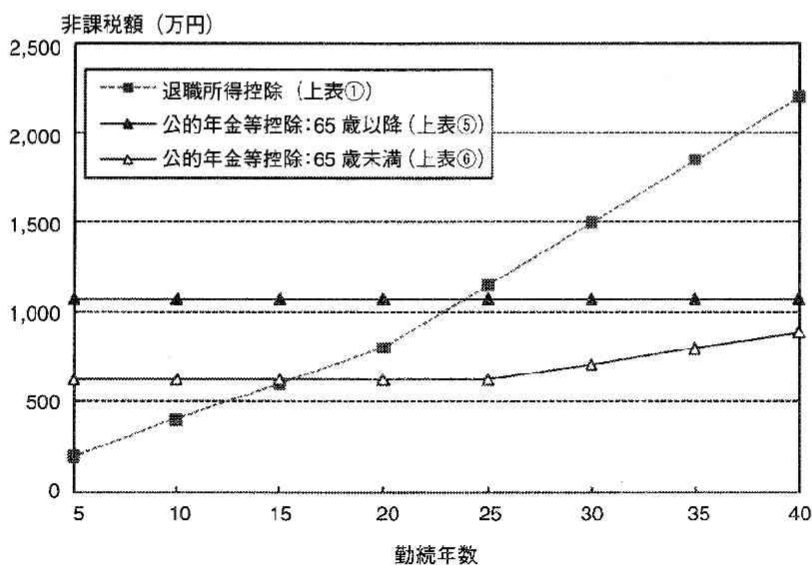
の社外積立制度として機能していることがうかがえる。

退職者の多くが一時金受給を選ぶ理由の一つとして、退職一時金への課税が年金に比べて寛大であることがしばしば指摘されている⁽²⁾。図表7では、退職所得控除と公的年金等控除の非課税額を比較するため、退職所得控除額を年金現価率で除して年金換算し、当該年金年額に対応した公的年金等控除額を算出してから再び一時金換算するという試算を行った。退職所得控除額（図表7の①）と公的年金等控除額（図表7の⑤および⑥）を比較すると、勤続年数が長くなるほど退職所得控除が有利となっている。現行の退職所得税制は年金受給

図表7 退職所得控除と公的年金等控除の控除額水準の比較

(単位：万円)

勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
① 退職所得控除額	200	400	600	800	1,150	1,500	1,850	2,200
② ①を原資とした年金年額 (=①÷年金換算率)	22	45	67	89	128	167	206	245
③ ②に対する公的年金等控除額 (65歳以降)	120	120	120	120	120	120	120	120
④ ②に対する公的年金等控除額 (65歳未満)	70	70	70	70	70	79	89	99
⑤ ③の一時金換算額 (=③×年金換算率)	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077
⑥ ④の一時金換算額 (=④×年金換算率)	628	628	628	628	628	711	799	886



注1) 控除額のみを単純比較したものである。なお退職所得は、退職所得控除後の金額の2分の1しか課税対象とならないため、非課税効果は上記よりも更に大きくなる点に留意する必要がある。

注2) 年金換算率は、わが国の企業年金制度における最も一般的な予定利率および支給期間を勘案して、年率2.5%の期始払10年確定年金現価率(約8.9709)を用いた。

注3) 全額一時金受給または全額年金受給の場合のみを想定している。なお、一時金と年金を併用受給すると、非課税効果は一般的に大きくなる傾向にある。

資料) 所得税法第30条および第35条を基に筆者推計。

を不当に冷遇しており、一時金と年金の選択に対して中立的とは言えない。さらに、一時金受給と年金受給を併用することにより双方の控除を同時に享受できるほか、退職所得は分離課税であるため、退職時に他にどのような多額の収入があろうとも、それらとは独立して算定される。これらの仕組みが高額所得者ほど有利に働くことは言うまでもない。年金と給与との中立性については前述したが、年金と一時金についても、受取形態の如何を問わず総合所得の多寡で判断する仕組みが望ましい⁽²⁵⁾。

5. 結 論

現行の所得税制は、給与・年金・退職金を全くの別物として扱っており、三者を比較・調整するという視点に欠けている⁽²⁶⁾。少子高齢化社会の到来により、「雇用者＝給与所得者」「退職高齢者＝年金生活者」という単純な図式はもはや崩れつつあり、一人の納税者が給与と年金を同時に受け取るなど、複数の収入手段を持つことが常態化している。退職金を全廃してその原資を給与として支給する企業の出現や、退職所得控除を利用した租税回避手段の出現を鑑みると、給与・年金・退職金の三者間での課税の中立性を確保する必要がある。収入形態を問わず総合課税を徹底し課税ベースを拡大すれば、特定の所得階層にのみ高税率を課す旧来型の再分配強化策に拠らずとも、担税力のある高額所得者から年齢を問わず応分の負担を適切に求めることができる。租税の公平性・中立性が損なわれたまま年金優遇税制を推し進めたところで、真に税の支援を必要とする低・中所得者層への波及効果は期待できない。税制本来の役割を踏まえた年金税制の再構築が先決である。

以 上

【 注 】

- (1) 野口 (1989)、大田 (1990)、橘木・中井 (2002) など。
- (2) 以降の年金制度の法的性格に関する記述は、佐藤 (1997) p. 146 による。
- (3) 退職金・企業年金の性質については「功勞報償説」「生活保障説」など諸説あるが、本稿では論じない。
- (4) とりわけ企業年金税制では、厚生年金基金とそれ以外の制度間の税制不均衡が度々指摘されている。ポータビリティ確保の観点からは税制が均衡していることが望ましいとも言えるが、義務付けられている給付設計が異なるにも関わらず税制優遇を同一にすべきかどうかは、なお熟慮を要する。
- (5) ここでいう「年金制度」「年金基金」とは、厚生年金保険上の厚生年金基金または確定給付企業年金法上の企業年金基金に留まらず、企業の外部で事前積立される年金資産を管理する機関（信託銀行、生命保険会社など）全般を含有する。
- (6) 代表的なものとしては、アダム・スミスの4原則、ワグナーの4大原則・9原則、マズグレイブの7条件などがある。

- (7) 近年は、水平的公平、垂直的公平性に加えて「世代間の公平」も併せて提唱されることが多い。
- (8) 支出税については、①高齢化社会に対応するべく資産課税全体に適用すべし [野口 (1989) p. 125] という主張がある一方、②「退職後の所得保障」という明確な目的を有している年金貯蓄にのみ例外的に導入すべし [宮島 (1986) p. 283] という主張もあり、支持者の間でも見解は異なる。
- (9) 諸外国の年金税制については、船後 (1997) および厚生年金基金連合会 (1999) に詳しい。
- (10) 厚生年金基金は厚生年金保険の報酬比例部分を、国民年金基金は国民年金の付加年金をそれぞれ代行していること等から、公的年金に準じた税制優遇が認められている。
- (11) こうした各種の所得控除は、その時代時代の政策や要望等により創設されてきた経緯があるものの、一旦措置として創設されると既得権益化し、改廃が一筋縄で行かなくなる硬直性を常に孕んでいる。
- (12) 同様の見解として、植松 (1997: 第 125 回) は「年金保険料等控除」の設置を提案している。また臼杵 (2002) は、カナダの RRSP (Registered Retirement Saving Plan) をモデルに、老後所得のための統一的な非課税枠設定のほか、使い残した非課税枠の繰り越し容認などを提言している。
- (13) ただし、確定給付企業年金や確定拠出年金との均衡を図る観点から、現行の個人年金保険料控除の適用要件 (年金受給期間 10 年以上など) に相当する基準を設ける必要性は考えられる。
- (14) この観点に立つと、厚生年金基金に対する加入者拠出掛金のうち、プラスアルファ給付に対応する部分まで社会保険料控除の対象とすることは過剰優遇となる [佐藤 (2000) p. 420]。
- (15) 米国の 401 k 制度は、日本の確定拠出年金に比べると所得控除枠の水準が大きいものの、高額所得者優遇を防ぐ観点から差別禁止テスト等の措置が講じられている。
- (16) 確定拠出年金については、資産額などが個人毎に明確に区分されているため、この限りでない。
- (17) Carter Commission (1966)、宮島 (1986) p. 166、藤田 (1992) p. 251 など。
- (18) 野口 (1989) p. 141、大田 (1990) p. 275、藤田 (1992) p. 257、三重大学年金・金融研究グループ (2007) など。
- (19) 植松 (1996: 第 105 回)、中里 (1996) pp. 108-109、吉牟田 (1995) p. 21 など。
- (20) 公的年金等控除が適用される「公的年金等」の範囲は、①社会保険または共済組合など公的な制度から支給される年金、②恩給および過去の勤務に基づき使用者であったものから支給される年金、および③私的年金制度、の 3 つに大きく分けられる (所得税法第 35 条第 3 項および所得税法施行令第 82 条の 2 第 1 ~ 3 項)。公的年金だけでなく、企業年金全般 (法定上の制度のみならず税制非適格の自社年金制度に至るまで) にも幅広く適用されている。なお、個人年金は対象外である。
- (21) 年金収入は、1987 年以前は給与所得とされていたが、88 年の税制改正において「年金収入は給与等のように勤務関係を前提としたものではなく、給与所得控除を適用することは不合理」との観点から、所得区分が雑所得に変更され、併せて、当時の給与所得控除および高齢者年金特別控除を統合した「公的年金等控除」が新設されたという経緯がある。しかし、年金も給与も定期的収入であることに変わりはない。高齢化社会の到来に備えて年金と雇用の連携を図る観点からは、両者を区分する必然性は無くなりつつあるのではないか。
- (22) 高齢者の就労促進を図る観点からは、在職高齢年金制度の廃止とセットで実施することが望ましい。
- (23) 2003 年の『就労条件総合調査』(厚生労働省) では、適格退職年金の 98.2%、厚生年金基金の 82.9% が一時金選択を認めている。
- (24) 宮島 (1991) pp. 29-31、藤田 (1992) pp. 258-263 など。退職所得控除そのものについても、勤続年数が 20 年を超えると 1 年あたりの控除加算額が 40 万円から 70 万円に急増することや、勤続年数が短期間でも所得の 2 分の 1 が課税対象外となること等が問題視されている。
- (25) 一時金と年金を総合所得として包括評価する手法としては、年金を一時金換算する方法または一時金を年金換算する方法のいずれかが考えられる。前者の考え方は相続税法第 24 条に規定する年金受給権の

評価で、後者の考え方は所得税法施行令第183条に規定する個人年金保険の必要経費割合の算出等でそれぞれ用いられている。

- (26) 例えば、1988年の税制改正で公的年金等控除が新設されたにも関わらず、翌89年には退職所得控除が更に引上げられた。しかもこの引上げは、同年の消費税導入法案と絡んだ国会修正で実施されたものであり [高島 (1991) p. 30]、年金および給与との整合性といった視点・意図は皆無である。

【参考文献】

- 石弘光「課税の公平と課税ベースの選択——所得課税か支出課税か」『季刊現代経済』第59号、現代経済研究会、1984年8月。
- 植松守雄「講座 所得税法の諸問題 (第93～125回)」『税経通信』第49巻第8号～第52巻第2号、税務経理協会、1994年6月～1997年2月。
- 白杵政治「老後準備に統一的な税制を——カナダ RRSP のケースを参考に」『ニッセイ基礎研 REPORT』第62号、ニッセイ基礎研究所、2002年5月。
- 大田弘子「年金税制改革の方向」貝塚啓明ほか編『税制改革の潮流』第9章、有斐閣、1990年10月。
- 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』2007年12月。
- 厚生年金基金連合会『海外の年金制度』東洋経済新報社、1999年9月。
- 佐藤英明「私的年金の課税」『日税研論集』第37巻、日本税務研究センター、1997年5月。
- 「退職所得課税と企業年金課税についての覚書——「給与」をめぐる税制論序説」碓井光明ほか編『公法学の法と政策 (上巻)』有斐閣、2000年9月。
- 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』2003年6月。
- 『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』2007年11月。
- 第一生命保険相互会社編『企業年金の税務』社会保険広報社、1981年1月。
- 橋本俊昭・中井良司「確定拠出型年金導入に伴う退職金・年金制度の改革案」PRI Discussion Paper Series 02A-07、財務省財務総合政策研究所、2002年3月。
- 坪野剛司編『総解説 新企業年金 (第2版)』日本経済新聞社、2005年4月。
- 中里実「金融取引に関わる国際課税上の諸問題」『第48回研究大会記録』日本租税研究協会、1997年2月。
- 野口悠紀雄『現代日本の税制』有斐閣、1989年5月。
- 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社、1992年11月。
- 「所得課税のあり方——控除制度を中心として」『税経通信』第58巻第11号、税務経理協会、2003年9月。
- 船後正道監修、OECD 編『企業年金改革——公私の役割分担をめぐって』東洋経済新報社、1997年5月。
- 星野次彦『図説日本の税制』平成19年版、財経詳報社、2007年8月。
- 増井良啓「退職年金等積立金の課税」『日税研論集』第37巻、日本税務研究センター、1997年5月。
- 三重大学年金・金融研究グループ「政策提言 企業年金の特別法人税問題を考える」『週刊社会保障』第61巻第2448号、法研、2007年9月。
- 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年9月。
- 『企業福祉と税制』日本税務研究センター、1991年8月。
- 『高齢化時代の社会経済学——家族・企業・政府』岩波書店、1992年1月。
- 古平田勲「社会保障と税制の過去・現在・未来——年金税制を中心に (上・中・下)」『共済新報』第32巻第1～3号、共済組合連盟、1991年1～3月。
- 「年金税制改革の視点」『税経通信』第50巻第4号、税務経理協会、1995年3月。

Carter Commission, *Report of the Royal Commission on Taxation*, Queen's Printer, 1966.

Dilnot, Andrew. "Taxation and Private Pensions : Cost and Consequences.", in OECD, *Private Pensions and Public Policy*, OECD Social Policy Studies No. 9, 1992.

Dilnot, Andrew. and Johnson, Paul., *The Taxation of Private Pensions*, The Institute of Fiscal Studies, 1993.

Gollier, Jean-Jacques., "Private Pension Systems", in OECD, *Private Pension Systems and Policy Issues*, Private Pension Series No. 1, 2000.

OECD, *Private Pensions : OECD Classification and Glossary*, 2005.

Wooten, James A., *The Employee Retirement Income Security Act of 1974: A Political History*, University of California Press, 2005.